

社労士法一部改正の概要



改正の目的

裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことが出来るようにするため。

改正の概要

1. 裁判外紛争解決手続の代理業務の範囲の拡大

個別労働関係紛争解決促進法に基づき都道府県労働局が行うあっせんの手続の代理業務に加え、新たに次の代理業務を追加する。

- (1) 個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理
- (2) 男女雇用機会均等法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理
- (3) 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続の代理
(紛争価額が60万円を超える事件は弁護士との共同受任が必要)

上記代理業務には、依頼者の紛争の相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結の代理を含む。

2. 裁判外紛争解決手続の代理業務に係る研修及び試験

上記代理業務に必要な学識及び実務能力に関する研修の修了者に対し試験を実施する。当該試験の合格者のみ上記代理業務を行うことが出来ることとする。

3. 労働争議不介入規定の削除

社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除する。

施行期日

第1次施行 平成18年3月1日(上記2及び3の部分)

第2次施行 平成19年4月予定(上記1の部分)



* ご質問等が御座いましたら、ご遠慮なく下記にお問い合わせ下さい。

ご質問・ご相談は **開東社会保険労務事務所**
〒160-0023 新宿区西新宿7-2-6 西新宿K-1ビル8階
TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711
ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス info@kaito-sr.com